

国民年金の保険料が変わります

国民年金とは

20歳以上60歳未満の全ての方が加入しなければなりません。加入者は、3つの種別に区分され、それぞれ保険料の納付方法や届出先が異なります。

種別	対象者	納付方法	届出先
第1号被保険者	自営業者、農林漁業者、学生など	全額自分で納付 (日本年金機構から送付される納付書による現金納付のほか、口座振替納付やクレジットカード納付もあります。)	役場 住民福祉課国保年金係
第2号被保険者	会社員、公務員など (厚生年金加入者)	給料から天引きされた本人負担分と事業主負担分を合わせて勤務先が納付	勤務先
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	第2号被保険者の勤務先が納付	第2号被保険者の勤務先

平成29年度の国民年金第1号被保険者の保険料は

月額 16,490円です (平成28年度から230円引き上げ)

※平成29年4月以降は、保険料額16,900円×「保険料改定率」に固定されます。保険料改定率は、物価や賃金の伸びに合わせて調整されます。

前納制度

国民年金の保険料は翌月末が納期限となっていますが、まとめて前払いすると割引になる前納制度があります。納付方法は、納付書での現金納付・口座振替納付・クレジットカード納付の3種類です。前納の種類には、6カ月・1年・2年前納があり、いずれかを選択できます。口座振替納付の場合のみ、当月末振替(早割)を選択することもできます。口座振替納付とクレジットカード納付の前納には申込期限があり、前期6カ月(4～9月分)・1年・2年前納は2月末日、後期6カ月(10～3月分)前納は8月末日となっています。

免除・学生納付特例制度

所得の少ない方や学生の方で、保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。申請時点から2年1カ月前までの期間、さかのぼって申請できます。

保険料を未納のまま放置すると、老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができなくなる場合があります。免除または猶予が承認されると、未納の場合と違い、受給資格期間に算入されます。ただし、制度ごとに所得制限などがあるので、承認されないこともあります。

問い合わせ先

半田年金事務所 ☎(21) 2322

住民福祉課国保年金係 ☎(48) 1111 (内1116)

種類	納付額	年金反映額
全額免除	0円	全額納めた場合の8分の4
4分の3免除	4,120円	全額納めた場合の8分の5
半額免除	8,250円	全額納めた場合の8分の6
4分の1免除	12,370円	全額納めた場合の8分の7
納付猶予・学生納付特例	0円	年金額に反映されません

※年金額は平成21年4月以後の期間の場合です。